⑵⑺　名称　日立キャピタル株式会社
　　住所　東京都港区西新橋一丁目３番１号
⑵⑻　名称　福神汽船株式会社
　　住所　東京都港区新橋四丁目５番１号アーバン新橋ビル６階（東京事務所）
⑵⑼　名称　芙蓉総合リース株式会社
　　住所　東京都千代田区三崎町三丁目３番23号
⑶⑽　名称　ベンチャーファンド投資株式会社
　　住所　東京都千代田区大手町一丁目９番６号
⑶⑴　名称　マネックスグループ株式会社
　　住所　東京都千代田区麹町二丁目４番地１
⑶⑵　名称　ミサワホーム株式会社
　　住所　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
⑶⑶　名称　ヤフー株式会社
　　住所　東京都港区赤坂九丁目７番１号
⑶⑷　名称　レジデンス・ビルディングマネジメント株式会社
　　住所　東京都中央区新川一丁目27番７号
⑶⑸　名称　エイトコインズキャピタル　ピーティーイー　エルティーディー
　　住所　シックスバッテリーロード＃30―00　シンガポール　049909
⑶⑹　名称　エルアイエム・アジア・スペシャル・シチュエーションズ・マスター・ファンド・リミテッド
　　住所　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、メイン・ストリート171、私書箱4041
⑶⑺　名称　エルアイエム・アジア・マルチ・ストラテジー・ファンド・インク
　　住所　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、メイン・ストリート171、私書箱4041
⑶⑻　名称　クエスト・ベンチャー・パートナーズ・エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国　94301　カリフォルニア州、パロアルト、カウパー・ストリート　540、スイート201
⑶⑼　名称　リマーカブル・ビューズ・コンサルタンツ・リミテッド
　　住所　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、マーシービルディング２階、パーセル・エステート私書箱第2416号
⑷⑽　名称　ウエスト・コースト特定目的会社
　　住所　東京都港区赤坂九丁目１番７号
⑷⑴　名称　税所　篤
　　住所　東京都港区赤坂九丁目７番２号2014
⑷⑵　名称　みずほセキュリティーズアジアリミテッド
　　住所　香港中環干諾道中８号遮打大廈12階
⑷⑶　名称　ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー
　　住所　英国エジンバラ市セントアンドルースクゥエア36番地イーエイチ２・２ワイビー
⑷⑷　名称　アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エス・エイ
　　住所　フランス共和国、ピュトー、92800、６プラース・デ・ラ・ピラミッド、ラ・デファンス９、トゥール・マジュンガ
⑷⑸　名称　ピー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシー
　　住所　フランス共和国　パリ市75019、マクドナルド・ブールバール　160―162
⑷⑹　名称　エイチ・エス・ビー・シー・バンク・ピー・エル・シー
　　住所　英国イー14、５エイチキュー、ロンドン市、カナダ・スクエア８番地
⑷⑺　名称　ロイヤル・バンク・オブ・カナダ
　　住所　Ｈ３Ｃ　３Ａ９　カナダ　ケベック州モントリオール　プレイス・ヴィル・マリー１

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成28年９月１日から平成30年８月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成28年８月31日

金融庁長官　森　信親

１　名称の変更のあった者
　変更前の名称　株式会社コンタクトセンター
　変更後の名称　株式会社ブロードピーク

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成28年８月31日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成28年第３号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成28年８月31日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成14年頃から平成25年９月18日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　青木永一こと金永一が、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の限度（１日当たり0.3パーセント及び年利20パーセント）を超える割合による利息を受領した行為
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
【利息等を受領した銀行口座】
　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　八戸ノ里支店　花川ゆうき名義　普通預金　口座番号0012857
　株式会社三井住友銀行　小阪支店　花川ゆうき名義　普通預金　口座番号6760339
　この他、青木永一名義等の口座で受領している可能性があります。
５　開始決定の時における給付資金の額　金1,132万7,045円
６　支給申請期間　平成28年８月31日から平成28年10月17日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年２月18日
⑶　確定年月日　平成26年３月５日
⑷　被告人氏名　青木永一こと金　永一
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
　被告人は、平成24年８月１日から同25年９月17日までの間、281回にわたり、多数の債務者をして、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済に係る元本又は利息の支払として、前記４記載の三菱東京ＵＦＪ銀行八戸ノ里支店等２か所に開設されたいずれも被告人が管理する花川ゆうき名義の普通預金口座に、現金合計3,441万2,045円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　　名）
　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
　大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3119
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。